

電子申請の手引き(電子ファイル添付編)

広島県環境県民局産業廃棄物対策課

令和 7 年 4 月

電子申請の手引き(電子ファイル添付編) 目次

産業廃棄物管理票交付等状況の報告に係る電子申請(電子ファイル添付)記載要領

1. 電子申請を行う前に	1
(1) エクセルファイルのダウンロード	1
(2) データの入力	2
① 事業者(報告者)名称	2
② 排出事業場の名称	2
③ 業種	2
④ 産業廃棄物の種類	2
⑤ 排出量	3
⑥ マニフェスト交付枚数	3
⑦ 運搬受託者の許可番号	4
⑧ 運搬受託者の氏名又は名称	4
⑨ 運搬先の所在地	4
⑩ 処分受託者の許可番号	4
⑪ 処分受託者の氏名又は名称	5
⑫ 処分場所の所在地	5
⑬ 区間委託をしている場合	5
⑭ その他の注意事項	5
2. 電子申請手続きの開始	6
3. 利用者管理	7
(1) 利用者登録説明	7
(2) メールアドレス入力(利用者登録)	7
(3) 利用者登録(続き)	7
4. 手続き申込(手続内容 STEP3)	8
5. 手続き申込(メールアドレス入力 STEP4)	8
6. 手続き申込(確認メール送信完了 STEP5)	8
7. 手続き申込(メールの受信)	8
8. 手続き申込(申込 STEP6)	9
(1) 利用者情報の入力	9
(2) 担当者連絡先の入力	9
(3) 提出先の選択	9
(4) エクセルファイルの添付	10
9. 手続き申込(申込確認 STEP7)	11
別紙	
産業廃棄物の種類	12
産業廃棄物の換算係数	13

産業廃棄物管理票交付等状況報告に係る電子申請(電子ファイル添付)要領

広島県内の事業場から、前年度1年間(4月1日から3月31日まで)に産業廃棄物を排出し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付した事業者は、マニフェストの交付状況について、県庁ホームページ電子申請窓口から6月30日までに申請(報告)してください。

※ 廃棄物を排出する事業場の所在地が、広島市、呉市及び福山市の場合は、各市長に報告してください。

【事業場に関する事項】

報告書は、原則、産業廃棄物を排出する事業場ごとに作成する必要がありますので、事業場が異なる場合は、それぞれ申請を行ってください。

業種が建設業関係の場合の「事業場」とは、作業に伴って産業廃棄物を排出したそれぞれの工事現場、作業現場等が該当します。他業種でも、建設業の業務を行った場合には同様です。

但し、広島県内(広島市、呉市及び福山市を除く。)で、設置が短期間又は所在地が一定しない事業場(工事現場等)が2以上ある場合にはまとめて報告することもできます。

1 電子申請を行う前に

(1) エクセルファイルのダウンロード

広島県のホームページ(トップページ)の検索のサイト内検索に「マニフェスト報告」と入力して検索するか、左または上部にあるアイコンから、次の順にクリックしてください。

「くらし・教育・環境・文化」 → 「環境」 → 「産業廃棄物対策課」

→ 申請・届出・報告等のリンクの「マニフェスト報告」

「2. 報告の方法」の「電子申請(インターネット)による報告について」の「電子申請(電子ファイル添付)」の報告の方法の欄の「添付ファイル様式(Excel ファイル)」をクリックしてください。

ファイルのダウンロードのウィンドウが開くので、「名前を付けて保存」をクリックして任意の場所にファイルを保存してください。

(2) データの入力

保存したファイルを開き、「電子様式_新」のタグのワークシートに、前年度 1 年間に交付したマニフェストの内容を入力して保存します。

ただし、「業種コード」、「廃棄物コード」、「運搬先コード」の欄は、それぞれ、「業種名」、「種類」、「住所(廃棄物搬入先)」を選択すると自動的にコードが表示される欄なので、入力することはできません。

※ 電子ファイル添付による報告は、事業場を管轄する厚生環境事務所に提出することとなっているので、各厚生環境事務所の管轄区域が違う事業場のデータは、管轄区域ごとに別々のファイルを作成してください。(P. 9「事務所ごとの管轄区域」を参照)

※ 工事現場等の設置が短期間の事業場が複数存在する場合は、県管轄区域内を 1 件の報告にまとめることもできます。

① 事業者（報告者）名称

産業廃棄物管理票交付等状況報告書を提出する排出事業者の住所、名称、代表者氏名、電話番号を記入してください。

② 排出事業場の名称

産業廃棄物を排出した事業場の名称、住所、電話番号を記入してください。

なお、広島県内（広島市、呉市及び福山市を除く。）で設置が短期間又は所在地が一定しない事業場が 2 以上あり、1 つにまとめる場合は、事業場の名称に「県管轄区域内の工事現場」等と入力し、所在地欄には「県管轄区域内の代表的な工事現場等の住所と『他』」と入力してください。

③ 業種

事業場の業種を、▼をクリックして表示されるリスト（日本標準産業分類における事業区分(中分類)）で該当するものを選択してください。（業種コードは自動的に入力されます。）

（参考：総合工事業等の事業者が、工場等で工事を行う場合は、工事を行った自社の業種（「総合工事業」等）を選択してください。その工場等の業種ではありません。）

④ 産業廃棄物の種類

委託処理した産業廃棄物の種類について、▼をクリックして表示されるリストから該当するものを選択してください（別紙「産業廃棄物の種類」の具体例を参照）。
（産業廃棄物コードは自動的に入力されます。）

なお、電気製品が廃棄物になったものは廃電気機械器具として、また、事務机等のように複数の種類の産業廃棄物が一体不可分の状態で混合している場合は、重量的に最も構成比が高い産業廃棄物の種類を選択してください。（例：事務機の場合は、金属くずと廃プラスチック類の混合物ですが、重量的には金属の構成比が高いため、「金属くず」を選択します。）

(例：廃プラスチック類を **C** 社の処理施設に運搬する場合、**A** 社が運搬する時と **B** 社
が運搬する時がある場合、**B** 社を運搬受託者 2 に記載するのではなく、**A** 社運搬の場
合と **B** 社運搬の場合を別々のデータとして作成します。)

※ 排出量が非常に少なく、四捨五入の結果 0.000 トンの場合は「0.000」を入力してください。

業種名の入力欄を選択すると欄の右側に▼が表示されるので、これをクリックすると、業種の一覧が表示されるので、該当業種を選択（クリック）する。

この時、業種コードは自動的に入力される。

（産業廃棄物の種類、運搬先の所在地、処分場所の所在地も同様。）

⑦ 運搬受託者の許可番号

産業廃棄物の収集運搬を委託した許可業者の許可番号の下6桁を入力してください。下6桁はその許可業者に固有の番号で、許可が違っていても同じ番号です。

(例：許可番号が「03401234567」の場合は「234567」を入力。)

※ 収集運搬を排出事業者自ら行った場合は「999999」を入力してください。

(排出者が収集運搬業の許可を持っても、自社の番号ではなく「999999」を入力。)

※ 運搬受託者が再委託を行った場合は、運搬受託者(契約者)の許可番号ではなく、実際に運搬を行った再受託者の許可番号を入力してください。

⑧ 運搬受託者の氏名又は名称

産業廃棄物の収集運搬を委託した収集運搬業者名(許可証に記載されている氏名)を入力してください。(個人の許可の場合、屋号ではなく、個人名を入力。)

収集運搬を排出事業者自ら行った場合は、「自社」と入力してください。

⑨ 運搬先の所在地

産業廃棄物の運搬先(都道府県または政令市(広島市、呉市、福山市))を、▼をクリックして表示されるリストから選択してください。

(運搬先コードは自動的に入力されます。)

※ 収集運搬業者の住所ではありませんので注意してください。

※ 原則として中間処理場又は最終処分場の所在地となります。

※ 運搬受託者が自社の保管施設で積替え保管を行った後処分場に搬入した場合でも、搬入した処分場所等の所在地を入力してください。

※ 運搬区間を区切って複数の運搬業者が運搬する場合は、⑬を参照してください。

⑩ 処分受託者の許可番号

産業廃棄物の処分を委託した処分業者(中間処理を行う場合は中間処理業者。以下同じ。)の許可番号の下6桁を入力してください。

処分業者は、manifestの「処分受託者」の欄に記載されている業者で、「最終処分を行った場所」の欄に記載された業者ではないので注意してください。

排出事業者が自ら処分した場合は「999999」を入力してください。

(排出者が処分業の許可を持っても、自社の番号ではなく「999999」を入力。)

また、市町村の処理施設で処分するなど、manifestの交付を要しない者に委託して処分した場合は「888888」を入力してください。

⑪ 処分受託者の氏名又は名称

産業廃棄物の処分を委託した処分業者名(許可証に記載されている氏名)を入力してください。(個人の許可の場合、屋号ではなく、個人名を入力。)

※ 処分を排出事業者自らが行った場合は、「自社」と入力してください。

⑫ 処分場所の所在地

産業廃棄物の処分場所（都道府県または政令市（広島市、呉市、福山市））を、

▼をクリックして表示されるリストから選択してください。

（運搬先コードは自動的に入力されます。）

⑬ 区間委託をしている場合

区間委託をしている場合は、2社目以降の収集運搬業者の許可番号等を「運搬受託者2」以降に入力してください。

この時、第1区間の運搬先の住所は、2社目の収集運搬業者の受入場所（積替え保管を行った場所）になります。

※ 1ヶ所の処分場に複数の運搬業者が搬入する場合は、区間委託ではないので「運搬受託者2」以降の欄は使用せず、運搬業者と処分業者の組み合わせごとに、別の行でデータを作成してください。

※ 収集運搬業者が1社の場合、当該事業者の積替・保管場所を経由する場合でも、区間委託には該当しません。

⑭ その他の注意事項

運搬受託者が産業廃棄物の一部を他の収集運搬業者に再委託した場合、同じ種類の廃棄物を排出した場合でも、運搬受託者・処分受託者等の組み合わせが異なるため、それぞれ別の行でデータを作成してください。

N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	
	⑦	⑧ 区間1 運搬受託	⑨		⑩	⑪ 処分受託		⑫		⑬ 区間2 運搬受託			
④ 支払	運搬受託者の 許可番号 (下6桁を記入)	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の所在地 運搬先 コード	住 所 (廃棄物搬入先)	処分受託者の 許可番号 (下6桁を記入)	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の所在地 運搬先 コード	住 所	運搬受託者の 許可番号 (下6桁を記入)	運搬受託者の 氏 名 又は 名称	運搬先の所在地 運搬先 コード	住 所	運搬受託 可能 (下6桁)
	1 234567	産廃対策(有)	073 広島市		223344	H衛生興業株式会社	033 岡山県		246802	N運搬株式会社	033 岡山県		
	2 999999	自社	091 福山市		004554	(一財)広島県環境保全公社	091 福山市						

運搬受託者が1社の場合、運搬業者が自社の積替え保管施設を使用した場合でも、運搬先は処分場所の住所になります。

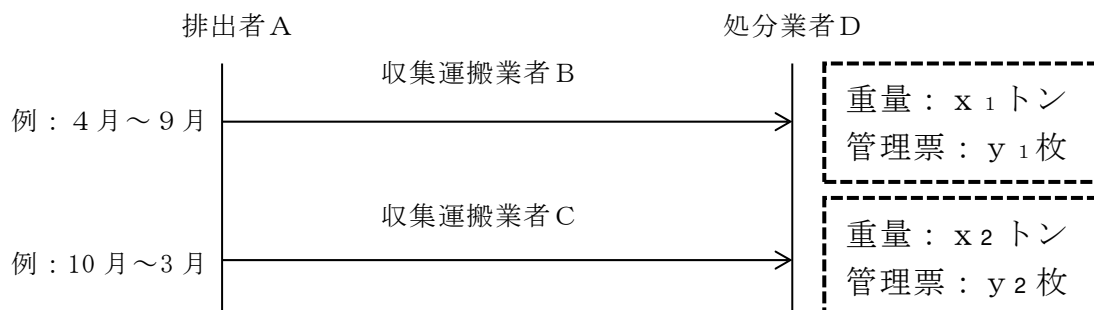
2社が区間を区切って運搬した場合、区間1の運搬受託者の運搬先は、区間2の運搬受託者に廃棄物を受け渡した、積替え保管場所になります。

2社が区間を区切って運搬した場合、区間2の運搬受託者の運搬先は、処分場所の住所になります。

※ この手順により作成したファイルを8(4)によりアップロードしますが、その作業の前に、パソコン上で一度ファイルの保存を実施してください。

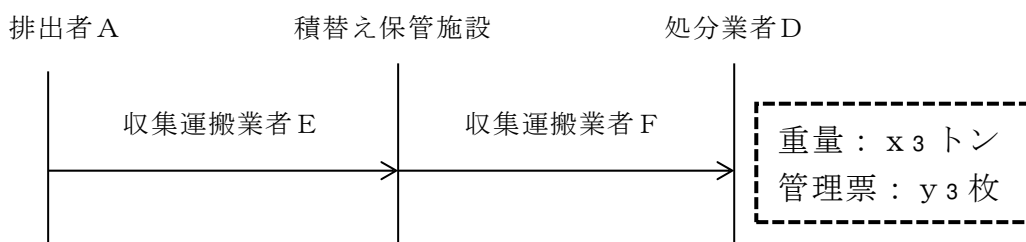
<イメージ>

ア 排出者 A が収集運搬業者 B、C の 2 社にそれぞれ処分業者 D へ運搬を委託している場合



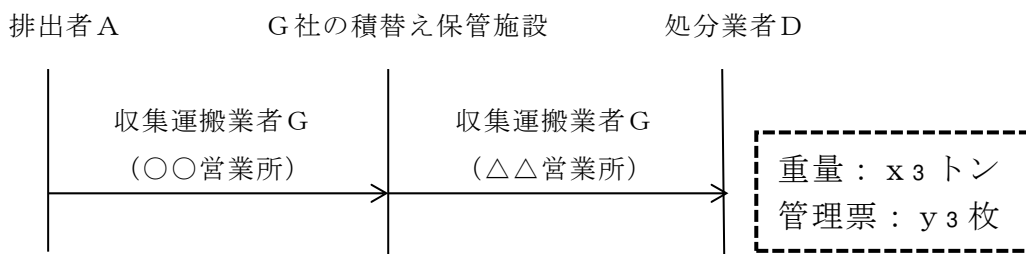
〔収集運搬業者 B 及び収集運搬業者 C をそれぞれ、「区間委託なし」として個別に入力
（「運搬受託者 2」欄以降は空白）〕

イ 排出者 A が収集運搬業者 E、F の 2 社に区間を区切って収集運搬を委託（区間委託）し、処分業者 D へ運搬を委託している場合



〔収集運搬業者 E を「運搬受託者」に、収集運搬業者 F を「運搬受託者 2」に入力する〕

ウ 収集運搬業者 G が自社の積替え保管施設を使用して処分業者 D へ運搬している場合



〔区間委託には該当しないので、収集運搬業者 G を「運搬受託者」に入力する
（「運搬受託者 2」欄以降は空白）〕

2 電子申請手続きの開始

広島県のホームページの左部にあるアイコンから、次の順にクリックしてください。

「くらし・教育・環境・文化」 → 「環境」 → 「産業廃棄物対策課」

→ 申請・届出・報告等のリンクの「マニフェスト報告」

「2. 報告の方法」の「電子申請（インターネット）による報告について」の「電子申請（電子ファイル添付）」の項目中にある「添付ファイル様式(Excel ファイル)」をクリックしてください。

(1) 利用者登録をしないで申請する場合は「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリックしてください。

（4 手続き申込（手続き内容 STEP3）に続く。）

(2) 利用者登録をされる場合は、「利用者登録される方はこちら」をクリックしてください。

（3 利用者管理 に続く。）

(3) 既に利用者登録がお済みの方は、利用者 ID とパスワードを入力し「ログイン」をクリックしてください。

（4 手続き申込（手続き内容 STEP3）に続く。）

手続き申込画面

利用者登録をしないで申請する場合はこちらをクリック

利用者登録をする場合はこちらをクリック

既に利用者登録がお済みの方は、利用者 ID とパスワードを入力し、**ログイン** をクリック

(1) 利用者登録説明

(2) メールアドレス入力(利用者登録)

利用者登録説明画面



広島県電子申請システム



 ログイン

利用登録

 申請書ダウンロード

手続申請書
 申請内容確認
 審査結果確認

利用者管理

利用登録説明

「○ 個人」又は「○ 法人」をクリック

下記の内容を必ずお読みください

利用登録をされる場合、以後の手続きに際し、利用者としてログインできます。
 また登録した情報は、それぞれの手続きにおいて利用できるよう、入力が簡便化されます。
 繰り返し本サービスをご利用される場合は、利用者情報の登録をお勧めします。

利用者が一定期間（730日）ログインしていない場合、登録情報すべてを削除いたします。

<利用規約>

***** 利用者登録をされる方へ *****

登録されたID及び利用者情報につきましては、広島県及び県内全市町で共通管理されます。

広島県・市町共同利用型電子申請システム利用者規約

1 目的
 この規約は、利用者が広島県・市町共同利用型電子申請システム（以下「システム」という。）に申請・届出等の手続を行うために必要な事項を定めるものとする。

2 利用登録とログイン

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただければ、本サービス内でのみ利用するものであり、他への転用・開示はできません。

上記をご理解いただきましたら、同意するをクリックして進んでください。

同意する

広島県電子申請システム

ログイン
利用者登録

申請書ダウンロード

> 手続申込 > 申込内容明細 > 得意先名検索

利用者管理

利用者ID入力（利用者登録）

たれたメールアドレスを入力してください。
すでにメールアドレスが登録されている場合は、
再入力しましたら、アドレスと申込票面のURLを登録したメールを受信します。
アドレスは、届いたメールに入力して登録を完了してください。
対象メールアドレスで行う場合には、「org-shocho@nagasaki-kantan.com」からのメール受信許可設定に留意してください。

携帯電話のメールアドレスでは、
必ず可能な状態に変更してください

**利用者 ID（メールアドレス）
確認用に再度同じ ID を入力**

利用者ID入力

利用区分を選択してください **必須**

● 個人
○ 法人

利用者ID（メールアドレス）を入力してください **必須**

登録する をクリ

利用者ID（確認用）を入力してください **必須**

登録する >

(2 電子申請手続きの開始 (3) に続く。)

手続き説明画面

4 手続き申込（手続き内容 STEP3）

手続き説明と利用規約画面が表示されますので、内容をご理解いただけましたら、**同意する**をクリックしてください。
(既に利用者登録がお済みの方は8 手続き申込（STEP6）に続く。)

5 手続き申込（メールアドレス入力 STEP4）

連絡先メールアドレス、メールアドレス(確認用)にメールアドレスを入力し、「完了する」をクリックすると申込画面のURLを記載したメールが、連絡先メールアドレスに送信されます。

The screenshot shows a web form titled '広島県電子申請システム'. It contains several sections with text and input fields. A red box highlights the '同意する' (I agree) button at the bottom right of the form.

6 手続き申込（確認メール送信完了 STEP5）

メールが送信が完了するとメール送信完了の画面が表示されます。
メールの受信を確認してウィンドウを閉じてください。

7 手続き申込（メールの受信）

受信したメールを開き、本文中にある申込画面のURLをクリックすると申込画面が別ウィンドウで開きます。

確認メール送信完了画面

The screenshot shows a web page titled '広島県電子申請システム'. It has a green header with the system name and a navigation bar. The main content area is titled 'メール送信完了 (利用者登録)' and contains a message: 'メールを送信しました。受信したメールに記載されているURLにアクセスして、残りの情報を入力してください。利用者登録画面に進めるのはメールを送信してから24時間以内です。この時間を過ぎた場合はメールアドレスの入力からやり直してください。' (We have sent the email. Please access the URL listed in the received email and enter the remaining information. You can proceed to the user registration screen within 24 hours of sending the email. If this time has passed, you will need to re-enter the email address.)

受信メール

The screenshot shows an email interface. The header shows the sender as 'denshi-shinsei@s-kantan-mail.bizplat.asp.lgwan.jp' and the subject as '【登録アドレス確認メール】'. The body of the email contains the following text: 'このメールは広島県・市町共同利用型電子申請システム。利用者登録画面へのURLをお届けします。' (This email is from the Hiroshima Prefecture/Municipalities Joint Utilization Electronic Application System. We are delivering the URL to the user registration screen.) Below this, there is a link: '◆パソコン、スマートフォンはこちらから https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/profile/inputUser_init?display.action?userId=k-kawano0920/40/pref.hiroshima.jp_id&t=164739391771&code=0&id=2644c4c9162ee7eb2d77a2d8ea8ba35'. A red box highlights the URL and the text 'このURLをクリック' (Click this URL).

8 手続き申込（申込 STEP6）

この入力フォームでは、利用者登録をされている方は、利用者情報があらかじめ入力された状態で表示されます。

(1) 利用者情報の入力

産業廃棄物管理票交付等状況報告書を提出する個人排出事業者は氏名を、法人排出事業者は名称を、前と後に分けて入力してください。

また、郵便番号、住所及び法人にあっては代表者の氏名を入力してください。

(2) 担当者連絡先の入力

報告された内容について問合せをする場合がありますので、報告データを作成し入力された担当者について、所属、氏名、電話番号および **Fax** 番号を入力してください。

(3) 提出先の選択

電子ファイル添付による報告は、事業場を管轄する厚生環境事務所に申請（報告）することとなっています。

☐ をクリックして表示されるリストから、該当する厚生環境事務所を選択してください。
各厚生環境事務所の管轄区域は次のとおりです。

事 務 所 ご と の 管 轄 区 域	
西部厚生環境事務所	大竹市、廿日市市
西部厚生環境事務所広島支所	府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸高田市、 安芸太田町、北広島町
西部厚生環境事務所呉支所	江田島市
西部東厚生環境事務所	竹原市、東広島市、大崎上島町
東部厚生環境事務所	三原市、尾道市、世羅町
東部厚生環境事務所福山支所	府中市、神石高原町
北部厚生環境事務所	三次市、庄原市

事業場とは、広島県内（広島市、呉市、福山市を除く。）の営業所や工場又は工事現場等で、産業廃棄物を発生し、排出した場所をいいます。

県管轄区域内に複数の事業場がある場合は、管轄する厚生環境事務所ごとにそれぞれ申請（報告）してください。

建設業等で県管轄区域内の工事現場等をまとめて報告される場合は、報告する現場を総括的に管理している支店等の所在地を管轄する厚生環境事務所に申請（報告）してください。

※ 支店等の所在地が、広島市、呉市又は福山市の場合は、当該支店等の所在地にある県の厚生環境事務所に申請（報告）してください。

※ 支店等が県内にない場合は、排出量が最も多い現場の所在地を管轄する厚生環境事務所に申

(4) エクセルファイルの添付

申込画面

- 11 -

9 手続き申込（申込確認 STEP7）

利用者情報、担当者連絡先、提出先及び添付ファイル名が表示されるので、内容に誤りが無いか確認してください。「申込む」をクリックすると電子申請手続きが完了します。

申込確認画面

広島県電子申請システム

52521

ログアウト

利用者情報

申請書ダウンロード

> 手続き申込 > 申込内容照会

手続き申込

🔍 手続き選択をする

✉️ メールアドレスの確認

✎ 内容を入力する

📌 申し込みをする

申込確認

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書（電子ファイル申請）

利用者情報	
氏（法人名（前））	県庁
名（法人名（後））	太郎
住所（郵便番号）	7308511
住所（住所）	広島市中区基町10-52
代表者氏名	
担当者連絡先	
担当者所属	
担当者名	県庁 太郎
電話番号	0822282111
FAX番号	0822282111
提出先	02西部厚生環境事務所広島支所
産業廃棄物（マニフェスト） 交付等状況報告書	報告ファイル.xls

申込む

をクリック。

< 入力へ戻る

申込む >

産業廃棄物の種類

別紙 1

	廃棄物の種類	具体例
産業 廃 棄 物	燃え殻	事業活動に伴い生じる石炭がら、焼却残灰、炉清掃排出物等
	汚泥	めっき汚泥、下水汚泥、ベントナイト汚泥、ビルビット汚泥等
	廃油	切削油、廃食用油、印刷インキかす等（可燃性のものは特別管理産業廃棄物）
	廃酸	写真定着廃液、廃ジュース類等（pH2.0 以下のものは特別管理産業廃棄物）
	廃アルカリ	写真現像廃液、廃石けん液等（pH12.5 以上のものは特別管理産業廃棄物）
	廃プラスチック類	廃タイヤ、合成繊維くず、塗料かす、廃農業用フィルム等
	紙くず	印刷くず、製本くず、建設(解体)現場から排出される紙くず等
	木くず	貨物物流用木製パレット、建設(解体)現場から排出される木くず等
	繊維くず	建設(解体)現場から排出される天然繊維くず等（合成繊維は廃プラスチック類）
	動植物性残さ	食料品製造業等から排出される大豆かす等、乳製品生成残さ等
	動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥等
	ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴム、廃タイヤは廃プラスチック類）
	金属くず	切削くず、スクラップ、トタン板等
	ガラスくず等	煉瓦くず、陶磁器くず等（工作物の除去に伴うコンクリートくずはがれき類）
	廃石膏ボード	防音材くず、壁材くず等
	銧さい	スラグ、のろ、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂(塗料かす等を含むものを除く)等
	がれき類	工作物の除去等に伴うコンクリート破片、アスファルトがら、廃スレート等
	動物のふん尿	畜産農業の事業活動に伴って生じた動物のふん尿
	動物の死体	畜産農業の事業活動に伴って生じた動物の死体
	ばいじん	電気集じん機、バグフィルタ、サイクロン等で捕集したダスト等
	13 号廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したもので他の産業廃棄物に該当しないもの
	建設混合廃棄物	がれき類に木くず等管理型廃棄物が混在し、安定型処分場に搬入できないもの
	シュレッダーダスト	廃自動車等を破碎し有用物を分離収集した残さ
	石綿含有産業廃棄物	非飛散性のアスベストを含む産業廃棄物
	水銀使用製品産業廃棄物	水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの
	水銀含有ばいじん等	水銀を一定以上含有するばいじん、燃え殻、汚泥、銧さい、廃酸、廃アルカリ
	廃自動車	自動車、自動二輪車等で不要となったもの
	廃電気機械器具	廃電気製品
	鉛蓄電池	廃自動車用バッテリー（※水溶液は特別管理産業廃棄物）
	乾電池	マンガン乾電池、アルカリ乾電池
	廃電池類(上記以外)	上記以外の電池類
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物	可燃性廃油	引火点 70℃未満の廃油、揮発油類、灯油類、軽油類
	腐食性廃酸	水素イオン濃度指数(pH)2.0 以下の酸性廃液
	腐食性廃アルカリ	水素イオン濃度指数(pH)12.5 以上のアルカリ性廃液
	感染性産業廃棄物	病院等で発生する感染性病原体が付着している恐れのある廃棄物
	廃 PCB など	PCB を含む廃油、PCB 汚染物、PCB 処理物
	廃水銀等	廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの
	廃石綿等	石綿除去事業により撤去されたアスベスト等
	指定下水汚泥	判定基準を超過する有害物質を含むもの
	特定有害銧さい	判定基準を超過する有害物質を含むもの
	特定有害燃え殻	判定基準を超過する有害物質を含むもの
	特定有害廃油	判定基準を超過する有害物質を含むもの
	特定有害汚泥	判定基準を超過する有害物質を含むもの
	特定有害廃酸	判定基準を超過する有害物質を含むもの
	特定有害廃アルカリ	判定基準を超過する有害物質を含むもの
	特定有害ばいじん	判定基準を超過する有害物質を含むもの
	特定有害 13 号廃棄物	判定基準を超過する有害物質を含み、特別管理産業廃棄物を処分するために処理したものであって、他の特別管理産業廃棄物に該当しないもの(特定有害産業廃棄物処理物)

産業廃棄物の換算係数

産業廃棄物				特別管理産業廃棄物	
種 類	換算係数	種 類	換算係数	種 類	換算係数
燃え殻	1. 1 4	鉱さい	1. 9 3	可燃性廃油	0. 9 0
汚泥	1. 1 0	がれき類	1. 4 8	腐食性廃酸	1. 2 5
廃油	0. 9 0	動物のふん尿	1. 0 0	腐食性廃アルカリ	1. 1 3
廃酸	1. 2 5	動物の死体	1. 0 0	感染性産業廃棄物	0. 3 0
廃アルカリ	1. 1 3	ばいじん	1. 2 6	廃P C B 等	0. 9 0
廃プラスチック類	0. 3 5	1 3 号廃棄物	1. 0 0	廃水銀等	1 3. 5 7
紙くず	0. 3 0	建設混合廃棄物	0. 2 6	廃石綿等	0. 3 0
木くず	0. 5 5	シュレッダーダスト	0. 2 6	指定下水汚泥	1. 1 0
繊維くず	0. 1 2	石綿含有産業廃棄物	—	特定有害鉱さい	1. 9 3
動植物性残さ	1. 0 0	水銀使用製品産業廃棄物	—	特定有害燃え殻	1. 1 4
動物系固形不要物	1. 0 0	水銀含有ばいじん等	—	特定有害廃油	0. 9 0
ゴムくず	0. 5 2	廃自動車	1. 0 0	特定有害汚泥	1. 1 0
金属くず	1. 1 3	廃電気機械器具	1. 0 0	特定有害廃酸	1. 2 5
ガラスくず等	1. 0 0	鉛蓄電池	1. 0 0	特定有害廃アルカリ	1. 1 3
廃石膏ボード	0. 3 0	乾電池	1. 0 0	特定有害ばいじん	1. 2 6
		廃電池類	1. 0 0	特定有害 1 3 号廃棄物	1. 0 0

【注1】 上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数(t/m³)。

【注2】 この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。

【注3】 「2t 車1台」といった場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、上記換算係数を掛けることにより重量を計算する方法がある。